

令和5年7月20日

保護者・生徒各位

タブレット端末利用ルールについて

富山県立桜井高等学校
校長 林 真希

1 利用目的

タブレット端末は、教育活動のために貸与するものであるため、以下の学習や学校生活を豊かにする活動にのみ利用するものとする。

- ・教科の学習
- ・特別活動（HR、クラブ活動等）
- ・自己学習（資格・検定や自由研究等を含む）

2 使用上の留意点

(1)貸与品であり、卒業後は新入生が利用することになることを踏まえ大切に取り扱い、以下の事項は絶対に行わないでください。

- ・売却や廃棄、故意の損傷
- ・第三者への又貸し
- ・デコレーション（シール貼付やペンで描画等）
- ・高温や多湿の場所、気温が0℃以下の場所での放置
- ・その他、タブレット端末や付属品の損傷や故障に結びつく行為

(2)タブレット端末の取扱いについては以下のとおりとします。

【全体の取扱い】

- ・タブレット使用後は、指定の充電保管庫に入れ充電を行う。
- ・タブレット端末を持ち帰る際は、担当教員に許可を取る。
- ・タブレットを持ち帰らないときは、指定の充電保管庫に入れ充電を行う。
- ・タブレット端末は、原則学校内で使用する。（臨時休業等緊急時を除く。）

【校内】

- ・校内の無線LANに接続して利用する。（通常は自動的に接続します。）
- ・昼休みや清掃時など長時間離席する際は、充電保管庫に収納するなど、机の上に乘せたままにしない。
- ・移動教室先で利用する場合は破損等に十分配慮し持ち運ぶ。

【校外】

- ・登下校時には利用しない。
- ・持ち運びについては鞆等に収納して持ち運ぶ。
- ・フリーWi-Fiへの接続は認めない。
- ・盗難や破損等に十分留意する。

【自宅】

- ・インターネットに接続して利用する場合は、自宅のWi-Fi（または、貸与したモバイルルーター）に接続する。その際、設定情報の登録は各自で行う。

(3)充電及びインターネット通信に係る経費については以下のとおりです。

- ・学校内での充電、及びインターネット通信（富山県立学校生徒用LAN）に係る経費は県が負担する。
- ・自宅等での充電、及びWi-Fiによりインターネット通信に係る経費は利用者負担となる。

(4)タブレット端末には以下のセキュリティ対策を施しています。「1 利用目的」に沿った適切な使い方を行ってください。

- ・不適切なサイトへのアクセスを制限するWebフィルター機能を搭載。
- ・ウイルス対策ソフトウェアを搭載。週に1回定期スキャンが実施される。

(5)ソフトウェア利用時には以下の点に注意してください。

- ・ワードやエクセル等、マイクロソフト製品はユーザーライセンス（個人に使用権が割り当てられる方式）のため、アカウント（ID・パスワード）は厳重に管理する。教育用クラウドサービスの利用アカウントについても同様に厳重に管理する。
- ・無許諾でのカメラ撮影や録音・録画、学校に関する情報や個人情報等の漏えい、他人への誹謗中傷や差別的行為、アカウントを利用しての物品販売などは厳禁である。
- ・コンピュータやインターネットを利用する上でのマナーを守って使用する。
- ・ソフトウェアのインストールには事前手続きが必要のため、申請は、担当教員を通して管理者へ申請する。（自由にインストールできません。）
- ・USBメモリ等外部記録媒体を接続する際は、担当教員の指示のもと行う。また、必ずウイルスチェックを行う。

3 紛失・盗難・毀損等への対応

(1)手続きについて

- ・タブレット端末やその付属品に紛失・盗難・毀損及び不具合が発生した場合は、速やかに担任に連絡をする。
- ・紛失や盗難があった場合は、警察に遺失物届け、盗難届を提出するなど手続きを行い、警察からの証明を学校へ届ける。

(2)費用負担について

- ・タブレットの通常の使用による毀損、及び不注意による毀損、紛失、盗難などが起きた場合、原状復旧に要する費用については県が負担する。
- ・毀損、紛失、盗難が、故意または重大な過失によるものと認められる場合には、利用者（保護者）が原状復旧に要する費用を負担することになる。

4 その他

- ・本文書に記載されていない内容についても、法律に触れるような行為や、高校生としてふさわしくない行為を行わない。